

議案第18号

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会  
設置条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例  
(平成30年条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの  
とする。

令和 4年 3月 2日提出  
三宅町長 森田 浩司

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部  
を改正する条例

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例(平成30年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者」を「下水道事業管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例  
 例（平成30年条例第11号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、町長、教育委員会、又は下水道事業管理者（以下「町長等」という。）の求めに応じ、及びに掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、町長、教育委員会、又は水道事業管理者（以下「町長等」という。）の求めに応じ、及びに掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p>